

(次期) 北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」(案)

分野 7. 生活環境の整備 (障害に配慮したまちづくり)

1. 基本的な考え方

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

2. 施策の方向性

- (1) 「住まい・住環境の整備」
- (2) 「移動しやすい環境の整備等」
- (3) 「アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進」
- (4) 「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」

3. 基本的な施策

(1) 「住まい・住環境の整備」

7-(1)-1

市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。

また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取り組みを進めます。

7-(1)-2

障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を行います。

また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

7-(1)-3

全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した多様な住宅供給を促進します。

7-(1)-4

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。

7-(1)-5

障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害のある人にも対応した体制の充実を図ります。

7-(1)-6

障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。

7-(1)-7

災害時の避難等において、地域住民の協力が非常に重要であるため、障害のある人や障害福祉サービス事業所等に対して、日頃から、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入等を促します。

また、今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、避難行動要支援者等への情報提供や地域住民による避難支援等について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。

(2) 「移動しやすい環境の整備等」

7-(2)-1

駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

7-(2)-2

障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、ノンステップバスやワンステップバスの導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差解消など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。

7-(2)-3

公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。

また、非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等が提供している移送サービス（福祉有償運送）の普及促進を図ります。

（３）「アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進」

7-(3)-1

バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う市の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。

7-(3)-2

都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進めます。

（４）「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」

7-(4)-1

バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進及びハード・ソフト一体となった取り組みの促進に努めます。

7-(4)-2

福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

7-(4)-3

障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組めます。

7-(4)-4

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、警察と協力しながら、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図ります。

7-(4)-5

高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。

7-(4)-6

公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者団体や専門家等で構成される「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」等と、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、意見交換等を行いながら進めます。

7-(4)-7

本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである身体障害者用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。

また、企業等や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。

分野 8. 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

1. 基本的な考え方

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

（※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。）

2. 施策の方向性

- （1）「情報通信における情報アクセシビリティの向上」
- （2）「障害者に配慮した情報提供の充実等」
- （3）「意思疎通支援の充実」
- （4）「行政情報のアクセシビリティの向上」

3. 基本的な施策

（1）「情報通信における情報アクセシビリティの向上」

8-(1)-1

市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

8-(1)-2

障害のある人が障害特性に応じたパソコン操作を習得できるよう、パソコンボランティアを活用した支援を行います。

（2）「障害者に配慮した情報提供の充実等」

8-(2)-1

障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図ります。

8-(2)-2

コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、ビデオライブラリー）の充実を図ります。

8-(2)-3

市が主催する講演会や講座において、手話通訳士や要約筆記者の派遣、補聴器の聞こえをよくする磁器ループの使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聞こえづらくなった人の参加を促進します。

8-(2)-4

「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。

8-(2)-5

聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。

(3) 「意思疎通支援の充実」

8-(3)-1

障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる意思疎通支援者の養成に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。

8-(3)-2

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。

8-(3)-3

意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談対応や支援を行います。

また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進等を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施します。

8-(3)-4

意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。

(4) 「行政情報のアクセシビリティの向上」

8-(4)-1

障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。

8-(4)-2

災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心・まもるくん）、ウェブサイト、ツイッター等を活用し積極的に提供します。

また、携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。

8-(4)-3

選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。

8-(4)-4

障害や障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

分野 9. 安全・安心の実現（防災、防犯、消費者保護）

1. 基本的な考え方

障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取り組みを推進します。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

2. 施策の方向性

- (1) 「防災対策の推進」
- (2) 「防犯対策の推進」
- (3) 「消費者トラブルの防止及び被害からの保護」

3. 基本的な施策

(1) 「防災対策の推進」

9-(1)-1

地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要である。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。

また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布等により市民の防災意識の向上に取り組みます。

9-(1)-2

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。

9-(1)-3

災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりを促進します。

また、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。

9-(1)-4

障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。

また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。

9-(1)-5

一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。

9-(1)-6

災害発生後も継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。

9-(1)-7

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

9-(1)-8

火災や救急事案が発生した時に、聴覚・言語機能障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファックス119番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール119番」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。

(2) 「防犯対策の推進」

9-(2)-1

障害のある人が警察へ緊急通報する手段である「ファックス110番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール110番」について、防犯教室や各種刊物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。

9-(2)-2

地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防

止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。

(3) 「消費者トラブルの防止及び被害からの保護」

9-(3)-1

障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。

消費者トラブルに関する出前講座などでは、障害特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

9-(3)-2

障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の消費者被害の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。

9-(3)-3

市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。

また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害者理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

分野 10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1. 基本的な考え方

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取り組みとの連携を図りつつ、企業等や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障害者差別解消法や「（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。

2. 施策の方向性

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進」
- (2) 「権利擁護の推進、虐待の防止」
- (3) 「行政等における配慮の充実」

3. 基本的な施策

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進」

10-(1)-1

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針や「（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、企業等が適切に対応できるよう必要な対応を行います。

10-(1)-2

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や「（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。

10-(1)-3

障害を理由とする差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」により定めた相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。

10-(1)-4

人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とする北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。

(2) 「権利擁護の推進、虐待の防止」

10-(2)-1

障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。

10-(2)-2

児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、養護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

10-(2)-3

障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。

10-(2)-4

成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みると」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。

また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。

10-(2)-5

当事者等が対応する相談体制として、市が委嘱する身体・知的障害者相談員による

障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、相談員の資質向上を図ります。

10-(2)-6

障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。

10-(2)-7

障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。

(3) 「行政等における配慮の充実」

10-(3)-1

市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」により、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

10-(3)-2

職員研修において、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

10-(3)-3

市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

10-(3)-4

選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。

10-(3)-5

移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促

進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。

10-(3)-6

市が認定する資格の取得等において障害のある人に不利が生じないよう、講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します。

分野 1 1. 広報・啓発の推進（障害者理解の促進）

1. 基本的な考え方

障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。

2. 施策の方向性

- (1) 「広報・啓発活動の推進」
- (2) 「障害及び障害者理解の促進」
- (3) 「ボランティア活動等の推進」

3. **基本的な施策**

(1) 「広報・啓発活動の推進」

11-(1)-1

障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意します。

11-(1)-2

障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演などの取り組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。

11-(1)-3

障害とは個人の心身の機能のみに起因するものでなく、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする、「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。

また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

(2) 「障害及び障害者理解の促進」

11-(2)-1

障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。

11-(2)-2

知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。

11-(2)-3

障害のある人が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

11-(2)-4

各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、各種研修会を通して周知を図り、人権教育の充実を図ります。

11-(2)-5

地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人とが触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。

(3) 「ボランティア活動等の推進」

11-(3)-1

特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

11-(3)-2

障害のある子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援します。

また、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動

を支援するとともにボランティアの育成を推進します。